

別表(第3条関係)

<p>行政区等の責務に関すること</p>	<p>防犯カメラの設置等に関し、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。</p>
<p>防犯カメラの仕様に関すること</p>	<p>(1)有効画素数が100万画素以上であること。  (2)解像度が1280×800以上であること。  (3)1秒間の記録間隔が4画面以上であること(4fps以上)。  (4)防水,防塵性能を有すること(IP54以上)。  (5)夜間撮影機能(赤外線照射機能等)を有すること。  (6)稼働時間が24時間であり,かつ,常時録画できること。  (7)画像データの記録期間が7日間以上保存でき,古いデータから順次上書き録画ができること。  (8)記録媒体としてSDカード等(128GB以上)が使用できる機器であること。また,無線接続によるものも可とする。</p>
<p>防犯カメラの設置に関すること</p>	<p>(1)防犯カメラの撮影範囲は,撮影区域の2分の1以上の面積が公道とし,アパート等の住宅,事業所,駐車場や公共の場所に設置されているごみ集積場等の管理や監視を目的で撮影するものでないこと。  (2)防犯カメラの撮影範囲の住民等及び行政区等の同意を得ていること。  (3)防犯カメラを設置する場所の所有者,管理者等の承諾・許可(法令等に基づく許可等が必要である場合はそれを含む。)を得ていること。  (4)防犯カメラの設置場所に,防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。  (5)犯罪の抑止及び早期解決に効果的な設置となるよう努めること。</p>
<p>防犯カメラの管理に関すること</p>	<p>(1)防犯カメラの管理運用規定を定めていること。  (2)防犯カメラの管理責任者を選任すること。  (3)定期的に点検すること等により,防犯カメラの適正な維持管理を行うこと。</p>
<p>画像等の管理に関すること</p>	<p>(1)録画画像は加工せず,撮影時のまま記録し保管すること。  (2)設置目的を達成するために必要な場合を除き,画像を複写し,又は複製しないこと。  (3)画像及び画像を記録した記録媒体について,漏えい,滅失,毀損,改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講ずること。  (4)画像データは,原則7日間以上保存し,かつ,電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合,上書きを自動的に行うものとし,記録媒体を廃棄する場合は,破砕等を確実にすること。</p>

(5)次に掲げる場合を除き，画像データの利用又は提供をしないこと。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪等の捜査のために情報提供を求められた場合

ウ 個人の生命，身体又は財産を保護するため必要があると認められる場合

(6)管理責任者は，防犯カメラの設置，管理，運用等に関する苦情を受けたときは，速やかに対応し適切に措置を講ずること。